

令和2年度第3回 徳島地方最低賃金審議会 議事録

1 開催日時等

日時 令和2年8月5日（水）16時10分～16時30分
場所 あわぎんホール5階小ホール

2 出席者

(公益委員)上原委員 関口委員 佐野委員 瀧委員 撫養委員
(労側委員)新居委員 小谷委員 藤田委員 三木委員 山本委員
(使側委員)濱田委員 坂田委員 中村委員 天野委員 小林委員

3 議題

- (1) 徳島県最低賃金改定に係る審議
- (2) その他

4 議事

上原会長

委員の皆様、お待たせいたしました。

それでは、本年度第3回徳島地方最低賃金審議会を開会いたします。

事務局は、委員の出席状況を報告して下さい。

事務局（室長）

本日の審議会の成立の可否についてですが、最低賃金審議会は、最低賃金審議会令第5条第2項により、審議会全委員の3分の2の10名、又は各側委員の3分の1の各2名以上の出席で成立することとなっております。

本日は全員の委員にご出席いただいております、審議会が成立しておりますことをご報告いたします。

また、本日の審議会は、徳島地方最低賃金審議会運営規程第6条に基づき公開しており、6名の方から傍聴の申し込みを受けており、6名の方が傍聴されております。

それと、本日はマスコミ関係者も入っております。

以上です。

上原会長

本日の審議会は、お手元の次第により進めさせていただきます。傍聴される方は、事前に事務局からお渡ししている注意事項を守っていただきますようお願いいたします。

まず、最初に、議事録の署名人を指名させていただきます。

議事録署名人は、私と、労側は新居委員、使側は濱田委員にお願いしたいと存じます。よろしくようお願いいたします。

それでは、次第の1の「徳島県最低賃金改正決定に係る審議」に移ります。

徳島県最低賃金につきましては、専門部会を3回開催し、慎重に審議を進めてまいりました。

しかしながら、専門部会において、未だ議論が尽くされておらず、審議会に対する部会報告を取りまとめるまでに至っていないため、中間報告としてこれまでの審議の概要報告を行います。

事務局は説明をお願いします。

事務局（室長）

只今、お手元に第1回から第3回までの専門部会議事要旨をお配りさせていただいております。議事要旨を読み上げる形でご報告させていただきます。

第1回専門部会につきましては、令和2年7月30日16時20分から16時55分までの間、あわぎんホールで開催されました。

議事要旨といたしまして、まず1回目の専門部会でしたので副会長と部長代理が選任されました。その後、最低賃金改定について審議が行われました。その時の意見としまして、使用者側委員からは、新型コロナの影響により、今後数年間はウイズコロナとなります。スマートライフは事業を半分から4分の1にする必要があります、今後も維持しなければならない。今は事業の継続、雇用を守ることが重要であり、プラス回答はありえない。徳島はDランクからCランクとなったが、一気に引き上げることはできない。近年の大幅な引き上げにより、事業者の負担は大きくなっている。去年はCランクの中で最大の目安プラス1円であったことを考慮してもらいたい。小売り、宿泊業は最も影響が出ている。倒産、自主廃業が増えている。小規模事業所からは去年の引き上げ幅が大きかったのだから、今年はマイナスの話をしてくれないかという声が出ている。可能ならば最低賃金を引き下げる方向でお願いしたい。

労側委員からは、経済が厳しい状況であることは承知している。新型コロナの影響については、大都市は大変な状況であるが全国一律ではない。

徳島の現在の最低賃金である793円は、徳島の属するCランクの加重平均838円と比べて低すぎる。地域間格差の解消、Cランク内での格差の解消が重

要である。最低賃金の引き上げと雇用の喪失はイコールではない。縮小の話ばかりでは経済が疲弊してしまう。最低賃金を上げなければお金が回らず悪循環である。公労使で前向きな審議を行いたい。などの主張がございました。

次に、第2回の議事要旨をご覧ください。8月3日13時30分から16時までの間で行われました。徳島県最低賃金改定について審議が行われた要旨としては、改正の引き上げ額について提示が出されました。

労側は春闘賃上げ率、消費増税、格差是正を根拠として23円を提示。公益委員の調整により14円までの歩み寄りを見せました。

使側は新型コロナの影響が深刻であり、原則マイナスで最大0円を提示。公益委員の調整後も歩み寄りは認められませんでした。

次に、第3回の議事要旨をご覧ください。第3回専門部会は先ほど開催しておりましたが、本日8月5日の14時から16時まで開催しておりました。議事要旨といたしまして、労使の提示金額に開きがございましたことから、公益委員の調整を行ったところ最終的に使側は1円、労側は4円まで歩み寄りがありました。合意には至りませんでした。

公労使の総意として他県の答申状況を見極める必要があるため審議を継続するに至りました。次回は当初予備日としておりました8月7日15時から第4回専門部会、同日16時から第4回本審を開催することとなりました、いずれも会場は、ここの5階小ホールとなります。

以上です。

上原会長

何かご質問はございますか。

今後の予定は、第1回の本審でご確認いただいているとおり、8月7日午後3時から第4回専門部会を開催し、終了後、午後4時から本審を予定することとしたいと思います。

ご意見はございますか。

それでは、8月7日に専門部会を開催し、終了後、本審を開催することとします。

事務局より開催場所等を説明してください。

事務局（室長）

8月7日は午後3時からあわぎんホール5階小ホールにおいて第4回専門部会を開催し、終了後、午後4時から同会場において本審を予定することといたします。

委員の皆様には日程の確保をお願いいたします。

上原会長

ほかに何かございませんか。

濱田委員

本審は、専門部会委員以外の方もいらっしゃると思いますので、その辺の意見も聴取したいと思いますが、いかがでしょうか。

上原会長

それでは、特に専門部会以外の委員の方でご意見をいただければと思いますが、使用者側からお願いします。

坂田委員

前にもお伝えしましたが、皆さんご存じのとおり、今は非常事態です。しかもいつまで続くか分からない。経済指標を見てもリーマンショックよりも厳しい状況です。事業の継続の瀬戸際に追い詰められている企業がどれだけあるかということです。支援金などでなんとか繋いでいますが、マイナスが当然であると思います。直近の決算の発表もありましたが、徳島県は73%以上が赤字決算であり、赤字というのは皆さんご存じと思いますが、企業がマイナスになっているということで、これが3月の決算ですから4月以降さらに悪くなっています。経営側は雇用を守ることを第一に置いて、必死になってやっております。それで最賃が万が一、無いとは思いますが0円以上であると、モチベーションが持たないと思います。私たちの役割はなんだったのだろうということになってしまいます。今まで20円台で上げてきたということも考えていただいて、この厳しい非常事態に、徳島は全会一致でマイナスを決めていきたいと思っています。

天野委員

私も前回話しましたが、本当に厳しい状態です。4月くらいの時には、コロナも夏くらいには治まり、第2波は冬かなと思っていたので、その間に事業の立て直しをある程度考えていましたが、今の段階で2波が来ているような状態です。弊社としましてはちょっと甘く見すぎたと思って方向の修正をしています。今の状態としましては、製造業は本当にお仕事がありません。その中で頼っているのは雇用調整助成金と政府からの融資とかで繋げている状態です。この状況で最低賃金を上げるというのは、使用者からすれば、頑張っているのに後ろから突き落とされるという考えになるのではないかと思います。

っています。労働者の方もそれぞれいろいろな立場があると思いますが、雇用を守りたい、このコロナが収束するまで頑張っていきたいというのが一番ですので、そこを考慮していただけたらありがたいと思います。

上原会長

では、労働者側委員をお願いします。

藤田委員

労働者側からすれば、経営者が苦しいのも分かりますが、やっぱり働くほうも最賃がマイナスとなってしまうたら、それこそモチベーションが下がり、泣く労働者もたくさん出てきますので、マイナスというのはありえないかなと思います。専門部会で示されているプラスでいってもらいたいというのが本音です。よろしくお願いします。

三木委員

雇用を守るというのはもちろんですが、最近よく言われておりますエッセンシャルワーカーの中でも低賃金で働く方が多くいらっしゃいます。その中でも最低賃金で働く方の多くが女性といわれる中で、コロナ禍でも懸命に社会を支えてきた人たちが希望をもって安心して暮らせるためにも、一定のアップに踏み切るべきだと私は思います。

上原会長

ありがとうございました。他になにか、特にご発言されたい方はいらっしゃいますか。他に、この場で話し合っておくようなことはございますでしょうか。

それでは、8月7日に専門部会および本審に継続して審議していくこととなりますので委員の皆様方、よろしくお願いします。

本日はこれで閉会します、お疲れ様でした。